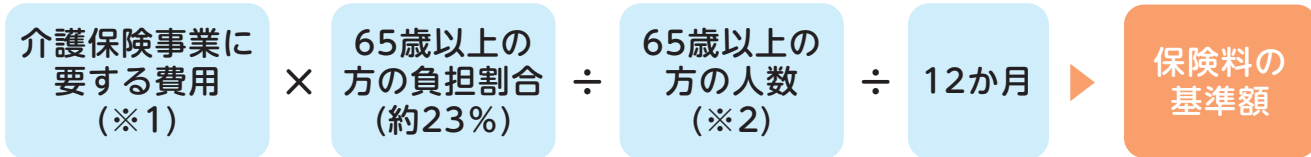


2. 介護保険料について

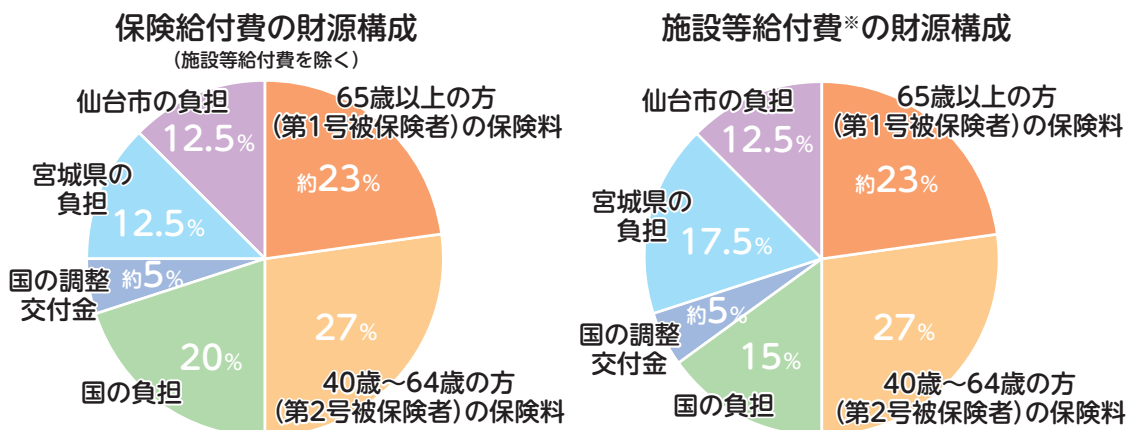
●65歳以上の方の保険料設定の仕組み



(※1)保険給付費、地域支援事業費で、事業運営のための事務経費は含みません。

(※2)所得等の分布状況により補正した後の数値を使用します。

介護保険の財源

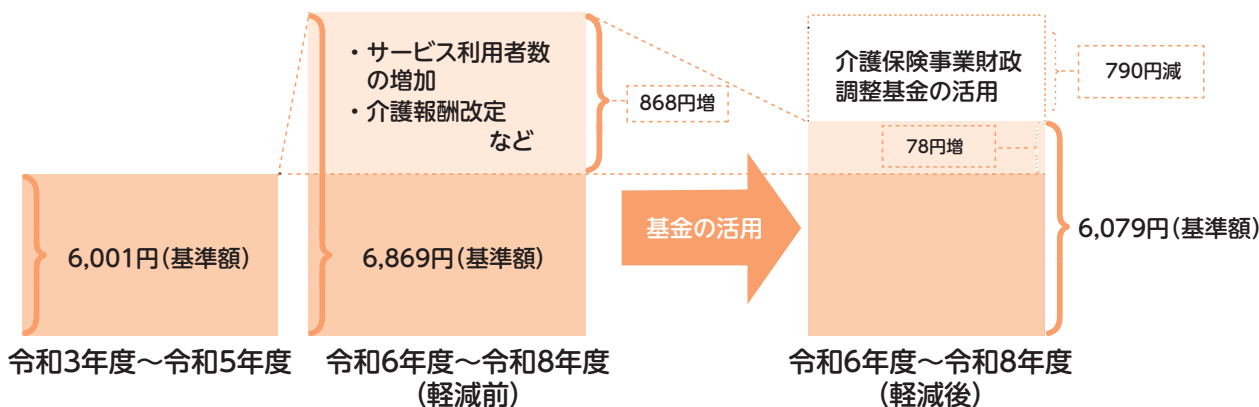


※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設(介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅など)にかかる給付費

財政調整基金の活用により保険料の上昇を抑制しています

介護保険サービス利用者の増加などに伴い、介護保険事業に要する費用も増加する見込みであり、令和6年度から令和8年度の保険料(基準額)は、令和3年度から令和5年度までの保険料(基準額)より上昇することになりました。

仙台市では、介護保険事業財政調整基金(毎年度の決算で保険料収入に剰余が生じた場合に積み立てている基金)を活用することにより、保険料の軽減を図っています。第9期計画期間(令和6年度~令和8年度)においては、介護保険事業財政調整基金のほぼ全額にあたる76億円を活用し、保険料の上昇を抑制しています。



65歳以上の方の介護保険料

- ・65歳以上の方の保険料は、仙台市介護保険条例で定められています。
- ・所得段階は、被保険者本人および同じ世帯(賦課期日である4月1日または資格取得日時点の住民登録上の世帯)の方の所得状況等に応じて、次の16段階のいずれかに決まります。

令和8年度の65歳以上の方の保険料

所得段階	対象となる方			基準額に対する割合	年額保険料	
第1段階	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方			0.285 (※2)	20,700円	
第2段階	本人が市町村民税非課税で	同じ世帯の方 全員が 市町村民税非課税 (※1)	本人の前年の 「課税年金収入額」 と「年金以外の 合計所得金額」 の合計額が	82万6,500円以下の方	0.285 (※2)	20,700円
第3段階				82万6,500円を超え、 120万円以下の方	0.395 (※2)	28,800円
第4段階				120万円を超える方	0.685 (※2)	49,900円
第5段階		同じ世帯に 市町村民税課税の 方がいる (※1)		82万6,500円以下の方	0.850	62,000円
第6段階				82万6,500円を 超える方	1.000 (基準額)	72,900円 (6,079円)
第7段階		本人が市町村民税課税で (※1)			本人の前年の 「合計所得金額」が	125万円未満の方
第8段階	125万円以上 200万円未満の方		1.250			91,100円
第9段階	200万円以上 300万円未満の方		1.500			109,400円
第10段階	300万円以上 400万円未満の方		1.700			124,000円
第11段階	400万円以上 500万円未満の方		1.800			131,300円
第12段階	500万円以上 600万円未満の方		2.000			145,800円
第13段階	600万円以上 700万円未満の方		2.100			153,100円
第14段階	700万円以上 1,000万円未満の方		2.300			167,700円
第15段階	1,000万円以上 1,500万円未満の方		2.500			182,300円
第16段階	1,500万円以上の方		2.600			189,600円

- ・「課税年金収入額」とは、所得税法上の課税対象となる年金(障害年金、遺族年金などの非課税年金は除く)で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいいます。
- ・「合計所得金額」は、給与収入等から必要経費(給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額)を差し引いた金額と、土地建物等の譲渡所得(特別控除後)などの分離課税所得の合計で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額です(地方税法上の合計所得金額とは異なります)。また、合計所得金額がマイナスの場合は0円となります。
- (※1) 令和7年度税制改正による給与所得控除額引き上げで市町村民税非課税となった方は、国の特例措置により、令和8年度介護保険料に限り課税とみなして算定する場合があります。詳しくは、9ページをご確認ください。
- (※2) 第1～第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減しています。(第1段階および第2段階：0.455→0.285、第3段階：0.595→0.395、第4段階：0.690→0.685)

●保険料の納め方

保険料の納め方は、年金額によって特別徴収と普通徴収の2種類の方法に分かれます。なお、保険料の納め方を個人で選択することはできません。

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が
年額 18 万円以上の方

年金から差し引き
(特別徴収)

年に6回(偶数月)支給される年金から、
介護保険料があらかじめ差し引かれます。

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が
年額 18 万円未満の方

納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

送付される納入通知書に基づいて、保
険料を納めます。納入通知書は毎年6月
に送付しますので、6月から翌年3月ま
での10回に分けて納付していただきます。

普通徴収の方は便利な口座振替をご利用ください

保険料を納付書で納めている方は、口座振替をご利用いただけます。ご指定の口座から自動的に保険料が引き落とされますので、金融機関や区役所等の窓口へ納めに出かける必要がなく、納め忘れもありません。

※なお、口座振替をお申し込みの場合でも、年額18万円以上の年金を受けられる方は、特別徴収に切り替わります。

保険料の
口座振替
(仙台市 HP)



●口座振替のお申し込み方法

①Web口座振替受付サービス

パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用してお申し込みができます。
対象金融機関…七十七銀行・仙台銀行・杜の都信用金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)

②ペイジー口座振替受付サービス

キャッシュカードを使って区役所・総合支所の介護保険担当窓口で簡単にお手続きできます(通帳お届け印は必要ありません)。
対象金融機関…七十七銀行・仙台銀行・杜の都信用金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)
※ご来庁されたご本人の口座に限ります。

③口座振替依頼書

必要事項を記入した依頼書を、仙台市指定金融機関または区役所・総合支所の介護保険担当窓口へ提出します(通帳お届け印が必要です)。

年度の途中で65歳になられた方の保険料

65歳になられた日(誕生日の前日)が含まれる月の分から月割で計算します。

また、年額18万円以上の年金を受けられる方でも、特別徴収に切り替わるまで一定期間は普通徴収で納めていただくことになります。65歳になられた日が含まれる月の翌月中旬(ただし、4月に65歳になられた方については、6月)に納入通知書をお送りしますので、特別徴収に切り替わるまでは金融機関等の窓口、または口座振替で納めてください。

なお、特別徴収に切り替わる際には、あらためてご案内をお送りします。

保険料の納付が困難なときは

保険料の納付が困難なときは、お住まいの区の区役所または総合支所の介護保険担当窓口にお早めにご相談ください。また、災害に遭われたり、生計維持者が失業や事業を廃止したことによって収入が著しく減少したときには、保険料の徴収を猶予したり、減免したりする制度があります。減免制度の詳細については、38 ページをご確認ください。

保険料を納めないでいると

保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護が必要となったときのため、そして介護保険制度の健全な運営のために、保険料は納め忘れないようにしましょう。

- 納期限を過ぎると…督促が行われます。
 - 1年以上滞納すると…サービスを利用したときの費用がいったん全額自己負担になります。
 - 1年6か月以上滞納すると…保険給付が一時差し止めになります。さらに滞納が続くと、保険給付から滞納保険料が差し引かれます。
 - 2年以上滞納すると…滞納期間に応じて、一定期間の利用者負担が3割^(※)に引き上げられます。また、高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費も支給されません。
- (※)利用者負担が3割の方は4割に引き上げられます。
- 介護サービスの利用の有無にかかわらず…保険料を滞納すると、法律に基づいて財産の差押えが行われることもあります(介護保険法第144条ほか)。

ご注意ください 年金から差し引かれている方でも、こんな時は普通徴収に切り替わります

- 年度の途中で他の市区町村から転入、もしくは他の市区町村へ転出したとき
- 年度の途中で保険料の額が変更になったとき
- 保険料の所得段階が前年度より大きく下がったとき など

40歳から64歳までの方の介護保険料

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の介護保険料は、国民健康保険や職場の健康保険など、加入している医療保険の算定方法に基づき決められ、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。医療保険者が徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金に集められ、そこから各市町村に交付されます。

具体的な保険料の額や決め方は、加入している医療保険ごとに異なりますので、詳しくは、加入している医療保険者にご確認ください。

令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により、給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方の給与所得控除額が最大10万円(55万円→65万円)引き上げられますが、国の特例措置として、令和8年度介護保険料に限り、控除額が税制改正前の水準となるよう調整して算定します。

同様に、この控除額引き上げで市町村民税非課税となった方については、令和8年度介護保険料に限り、課税とみなして算定する場合があります。